

別紙

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法は、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、法は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 不開示情報の類型

法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、同項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

なお、法の不開示情報の構成は、基本的に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の不開示情報の構成に準拠している。また、情報公開法と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。